大淀川市民緑地・山内川緑地・出水口公園

個 別 資 料

資料１．年間調整申込について

資料２．年間調整基準

資料３．仮決定に係る留意点

資料４．グラウンド利用の心得

資料５．使用申込書

大淀川市民緑地外３公園指定管理者
パークマネジメントおおよど

令和９年度大淀川市民緑地・山内川緑地・出水口公園

年間調整申込について

１．申込書受付期間
令和８年 12 月１日（火）～令和９年１月 10 日（日）１月 10 日必着（郵送の場合）

２．申込書提出先
パークマネジメントおおよど（大淀川市民緑地管理事務所）
所在地：〒880－0879　宮崎市宮崎駅東１丁目２
E-Mail：ooyodogawa-mahara@mahara.co.jp
※ 郵送、又は、メールでお送りください。

３．お問い合わせ先　大淀川市民緑地管理事務所 0985-23-0051

４．対象施設

①　大淀川市民緑地　田吉地区				
軟式野球場 3 面	ソフトボール場 4 面	サッカー場 1 面	ラグビー場 1 面	多目的広場 1 面
②　大淀川市民緑地　下小松地区				
軟式野球場 2 面	ソフトボー場 5 面	サッカー場３面	多目的広場３面	
③　大淀川市民緑地　大塚地区				
ソフトボール場３面	多目的広場（舗装）１面	多目的広場（芝）４面		
④　山内川緑地				
軟式野球場１面	ラグビー場２面			
⑤　出水口公園				
軟式野球場１面	ソフトボール場１面			

５．使用上の注意事項
（１）弁当ガラその他のゴミは持ち帰ってください。
（２）グラウンド内への車の乗り入れはしないでください。
（３）河川敷内の通路、堤防上道路、周辺商店、堤防上の常設トイレの駐車場へは駐車しないでください。
（４）各駐車場の利用時間は下記の通りですので、ご注意ください。
・４月～３月／6:00～20:00

※ 皆さまから提出いただいた申込書を基に、「令和９年度宮崎市スポーツ施設年間調整要領」の「調整基準」に則って調整を行った上、仮予約通知書をお送りします。

令和９年度大淀川市民緑地・山内川緑地・出水口公園

年間調整基準

１．利用期間

令和９年４月１日　～　令和10年３月31日
但し、令和９年12月29日～令和10年１月３日を除く

２．対象施設

（１）大淀川市民緑地　田吉地区
（２）大淀川市民緑地　下小松地区
（３）大淀川市民緑地　大塚地区
（４）山内川緑地
（５）出水口公園

３．対象行事

令和９年度年間調整行事申込説明会資料
「令和９年度宮崎市所管スポーツ施設年間調整について」の
「２．年間調整で取り扱う行事」を参照してください。

４．優先順位

令和９年度年間調整行事申込説明会資料
「令和９年度宮崎市所管スポーツ施設年間調整について」の
「４．調整基準」を参照してください。

５．年末年始の扱い

令和９年12月29日～令和10年１月３日まで閉場になるため、自由使用の扱いとなります。

６．その他

台風・大雨による洪水等自然災害の発生に伴い、施設の利用を中止させていただく場合があります。

また、大淀川市民緑地の場合は、国土交通省の河川等の工事が入る場合があります。

予めご了承ください。

令和９年度大淀川市民緑地・山内川緑地・出水口公園
利用の仮決定に係る留意点

「利用決定の為の手続き」に関して、下記に示す、≪手続きの流れ≫と≪手続き上の注意≫にご留意いただき。手続きに漏れが無いようにお願いします。

≪手続きの流れ≫

１.使用申込書の提出	※　令和９年１月 10 日締め切り
↓	
２.仮決定の通知	※　全国規模の大会と４月５月使用分は令和９年２月上旬に、６月以降の使用分は３月上旬に、管理事務所より「仮予約通知書」の送付を以って行います。
↓	
３.使　用　申　請	※　大会要領を添えて、管理事務所にて手続きをしてください。
↓	
４.使　用　許　可	※　前項の「使用申請」時に、管理事務所より「施設使用許可書」を発行いたします。
↓	
５.施　設　使　用	※　必ず「施設使用許可書」を携帯してください。

≪手続き上の注意≫

使用月の３か月前の末日までに、「使用申請」が無い場合は、使用しないものとみなし仮決定を取消し、一般の抽選申込の対象として開放します。必ず管理事務所にお越しいただき、申請をしてください。

また、申請後の使用許可書が発行された後でも、使用をしない場合は、使用中止が決定した時点で、速やかに管理事務所まで「取消し」の連絡をください。

グラウンド利用の心得

１．**使用前**には、場所の確認をしてください。

２．使用を終了したときは、**清掃・整備**を行い、お互いに清潔で快適なグラウンドを維持できるように努めてください。

３．**ゴミ**は、全て持ち帰ってください。ゴミ袋は主催者側でご用意ください。

４．**使用時間**を厳守してください。**準備～片付け**までが使用時間となります。

５．**駐車場**の利用について、所定の場所に整然と駐車してください。**通路やグラウンド内、堤防上、道路上、周辺施設の駐車場等、所定の駐車場以外へは絶対に駐車しないでください。**
駐車場は駐車台数に限りがある上に、複数の団体や一般の公園・河川敷利用者も使いますので、予め参加者に乗り合わせを指導するなど事前の対策をお願いいたします。また、駐車場の開錠・施錠は以下の通りです。
・大淀川市民緑地：4 月～3 月　開錠 6 時・施錠 20 時

・出水口公園：4 月～3 月　開錠 6 時・施錠 20 時

６．**盗難・事故等の発生防止**にご協力ください。特に貴重品の取り扱いにはご注意ください。

７．**雨天時**については、グラウンドコンディションを考えてご使用ください。使用したことにより、**グラウンドコンディションが不良となった場合は、後日整備**していただくことがあります。

８．グラウンド使用に際し、**持ち込まれた備品等**については、**持ち込まれた方が責任を持って管理**してください。**紛失・破損等**については、当方では責任を負いかねますので、予めご了承ください。
　また、持ち込まれた備品等は、**災害前対策及び災害時（台風・冠水等）の撤去・移動等**についても、持ち込まれた方が責任を持って行ってください。

９．**グラウンド内にある備品**（サッカーゴール、トンボ、ブラシ等）について、移動して使用された場合は、**元の設置場所に戻して**ください。

１０．**グラウンドへの車両等の乗り入れは絶対におやめください。車両等の侵入により不陸が発生した場合は、現状復旧して頂くことがあります。**

上記の心得について、マナーを守っていただけない団体・チームは、利用をご遠慮いただくことになります。